

広島市告示第523号
令和7年11月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ひまわりくらぶ	レストランデイサービス向日葵	広島市中区舟入南四丁目20番2号	令和7年11月30日	通所介護
医療法人日域整形外科クリニック	医療法人日域整形外科クリニック	広島市佐伯区五日市駅前一丁目5番18-201号	令和7年11月30日	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション